

廃棄物行政のうごき

再資源化事業等高度化法について



環境省 環境再生・資源循環局
資源循環課長 **相澤 寛史**

(1) 法律の背景

近年、気候変動対策や資源安全保障の観点などから、資源循環の取組が世界的に強化されている。欧州は様々な再生材の使用義務付けを含む制度案を発表し、米国などは重要鉱物のリサイクルを含めた資源確保に注力しつつあり、中国も2024年に政府出資の中国資源循環集団を設立した。

我が国においては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年ネット・ゼロ」を目標として掲げている。このうち、資源循環・廃棄物分野の脱炭素化については、我が国の温室効果ガス排出量全体の約36%は、資源循環によって排出削減に貢献できる可能性があるとの推計もあるため、様々な分野で資源循環を促進していく必要がある。

また、ネット・ゼロのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要がある。欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れば成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要である。

こうした状況において、製造事業者等が必要とする質・量の再生材を確実に供給していく体制の確保のためには、単に資源循環の案件形成を支援するのではなく、資源循環の中核をなす再資源化の取組を高度化していくことが急務となっている。

このため、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）が令和6年5月に成立・公布し、令和7年11月21日に完全施行された。

(2) 法律の全体像

再資源化事業等高度化法においては、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、再資源化の実施の促進（底上げ）、再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）を講ずることとしている。

資源循環業界が資源供給産業として変革していくためには、廃棄物の適正処理の確保を基盤として、全体を底上げするような支援を核とした新たな枠組みの構築が求められている。

再資源化事業等高度化法の施策により先進的

な事例を積み重ね、そこから得られた知見を国が展開していくことで、業界全体での再資源化の取組を促進していく。

その上で、先進的な取組を促進するため、3つの類型に該当する事業について、環境大臣による認定制度を創設し、生活環境の保全のための措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の特例を措置することとしている。

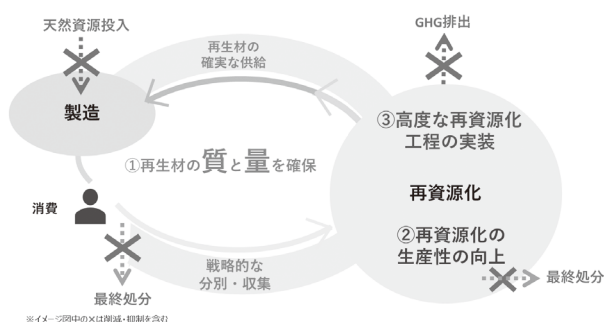


図1 高度化のイメージ

(3) 法律の措置事項

1. 基本方針

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を環境大臣が定めることとしており、基本方針において、目指すべき基本的な方向を国が提示し、これを実現するための関係者の取組の方向性を示すこととしている。基本方針の主な内容は次のとおりである。

■資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向

国・地方公共団体・廃棄物処分業者・事業者の積極的取組により高度な資源循環を行い、その循環された資源を国内で活用することで、国内での資源確保につなげ、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が最小化された循環型社会を実現する。なお、廃棄物処分業者は、再資源化事業等高度化法で初めて規定される概念で

あるが、「一般廃棄物処分業者」、「産業廃棄物処分業者」、「自ら産業廃棄物を処分する排出事業者」の3者の総称である。ただし、埋立処分と海洋投入処分を業として行う者については、処分する廃棄物に再資源化を実施する余地はなく対象から除いている。

各主体の取組としては、国は、製造事業者等と廃棄物処分業者（動静脈）の連携による資源循環を促進するため、廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況等の必要な情報を集約し、公表する情報基盤の整備や、関係者の取組が進むよう連携が実現している先進的事例や地域の優良な取組事例の収集・発信に必要な措置を講ずるよう努めることとしている。

廃棄物処分業者は、循環資源の積極的な回収、再生材の需要や再生材利用率の把握、再資源化の実施状況の開示、再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減等に努めることとしている。

このほか、地方公共団体、事業者、国民・消費者の取組について定めている。

■再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項

前述の基本的方向性を踏まえ、再資源化事業等の高度化の措置の実施に関する基本的事項を、次の3つの方向性について定めている。なお、国以外の各主体の取組も定めている。

(i) 再資源化事業の効率的な実施のための措置

- ・製造事業者等と廃棄物処分業者が連携し、製品のライフサイクル全体で無駄のない資源循環を促進する。
- ・動静脈で再生材の利用目標を共有しつつ、トレーサビリティを確保するために必要なデータ連携を実施する。
- ・国は、高度再資源化事業の認定により、先進的な再資源化事業を支援するとともに

に、製造事業者等と廃棄物処分業者のマッチングやトレーサビリティ確保など、情報の共有による主体間の連携強化のために必要な取組の一層の具体化を進める。

(ii) 再資源化の生産性の向上のための措置

- ・焼却処分又は埋立処分を抑制し、再生材が天然資源等を代替することで、温室効果ガス排出量を抑制することが重要であり、従来再資源化が困難であった廃棄物についてもそれを可能としていくことが必要である。
- ・需要の逼迫が見込まれる金属や化石資源等を、資源循環により最大限有効に利用することも重要である。
- ・国は、高度分離・回収事業の認定による再資源化技術の向上を支援する。

(iii) 再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減のための措置

- ・再資源化の実施を促進するのみならず、再資源化の実施の工程自体も脱炭素化していくことが重要である。
- ・国は、再資源化工程の高度化の認定や、認定の事例集を作成し周知することで、廃棄物処理施設の脱炭素化を促進する。

■処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等

処分を行う廃棄物量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標や循環型社会に関連する温室効果ガス排出量について、循環基本計画等と整合する目標を設定した。

■資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項

再資源化事業等の高度化のため、国は、再資

源化事業等の高度化の大前提となる生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するための措置などの取組を進めるものとしている。

また、基本方針の見直しに当たっては、目標等の達成状況や再資源化事業等の高度化に関する施策に資する情報を把握し、再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化などの推移を踏まえた検討を実施することとしている。

2. 判断基準

廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、各廃棄物処分業者がそれぞれの事項について可能な範囲での取組や段階的な実施を期待するものを示している。

主な内容は次のとおりである。

■再生材に対する需要の把握及び供給に関する事項

- ・再資源化に先立ち、再生材の性状に関する標準的な規格を参照する。併せて、再生材の需要や供給先の情報について収集する。
- ・使用する廃棄物処理施設の処理能力から供給可能な再生材の量をあらかじめ把握する。

■技術の向上に関する事項

- ・生産性を向上させる技術に関する情報を参照し、可能な範囲で当該技術を有する設備を導入するように努める。

■温室効果ガスの量を削減するための設備の改良又はその運用の改善に関する事項

- ・設備の入替えに当たっては、再資源化の実施の工程を効率化する設備の導入を図る。
- ・使用する設備の管理の基準を設定し、定期的な点検を行うなど、エネルギー消費効率を改善又は維持するための措置を講ずる。

■再資源化の実施の目標の設定及び当該目標を達成するための措置に関する事項

- ・処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標を設定する。
- ・目標達成のため、再生材の供給量の安定化を図るための措置、目標の達成状況に関する継続的な自己評価、当該評価を踏まえた改善措置など、計画的に取り組むための措置を講ずる。

■その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項

- ・人材育成のため、従業員に対し、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の重要性や法令遵守等に関する研修を実施する。
- ・従業員の労働環境を改善するための措置を講ずる。
- ・処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の達成状況や再資源化の実施状況を公表する。

3. 再資源化の実施の促進（引き上げ）

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）について、先進的な取組を促進するため、3つの類型に該当する事業について、環境大臣による認定制度を創設し、生活環境の保全のための措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の特例を措置することとしている。

■類型① 高度再資源化事業

需要に応じた資源循環のために実施する再資源化事業を「高度再資源化事業」と定義し、製品製造事業者が必要とする質・量の再生材を安定的に提供するために、合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の供給の体制構築を行う事業が対象となる。

高度再資源化事業としての認定を受けた場合

は、当該事業計画に基づいて実施する「廃棄物の収集・運搬、又は、中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要となる特例を設けているほか、廃棄物処理におけるDXを活用した事務手続き等のスマート化を図っていく。

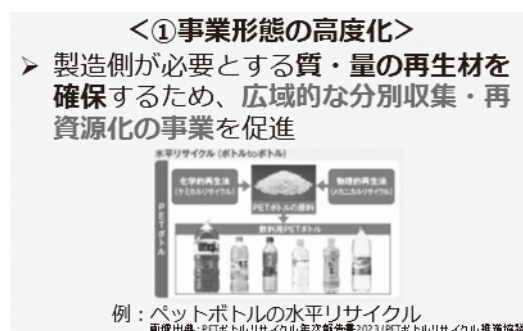


図2 認定制度の類型①(事業形態の高度化)

■類型② 高度分離・回収事業

廃棄物から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化事業を「高度分離・回収事業」と定義し、例えば、太陽光パネルのように、再資源化が可能なものが多く含まれるものの、その分離に困難が伴うことから再資源化が進んでいない、環境省が指定する廃棄物に対し、高度な技術を用いて有用な再生材を多く回収する事業が対象となる。高度分離・回収事業は再資源化工程における高度な技術に着目した認定制度であることから、高度分離・回収事業としての認定を受けた場合は、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」に係る廃棄物処理法の許可が不要となる特例を設けている。他方で、廃棄物の収集・運搬は特例の対象外であることには留意が必要である。



図3 認定制度の類型②(分離・回収技術の高度化)

■類型③ 再資源化工程の高度化

廃棄物処理施設に再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備を導入することを「再資源化工程の高度化」と定義し、既設の廃棄物処理施設における脱炭素化を進めることを狙いとしているため、「廃棄物処理施設の設置者」という申請者要件を設けており、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置の許可を受けて当該施設を設置した者に限っている。再資源化工程の高度化については、廃棄物処理法の廃棄物処理施設の設置変更許可の特例を措置することとしている。



図4 認定制度の類型③(再資源化の高度化)

(4) 今後の運用に向けて

環境省では、再資源化事業等高度化法の円滑な運用に向け、再資源化設備への補助等の予算措置、類型①又は②の認定を受けた設備投資に係る税制優遇措置、また、自動車向け再生プラ

スチック市場構築のための産官学コンソーシアムや資源循環自治体フォーラム等による様々な関係者が集い連携する機会の提供などを進める。

資源循環の高度化には、様々な関係者の連携が重要であり、政府においても循環経済に関する閣僚会議に参加する省庁を中心とした各関係省庁とも連携しながら、国家戦略として循環経済への移行を推進する施策について検討を進めていく。

なお、環境省では、次のWEBサイトにおいて、再資源化事業等高度化法についての情報提供をしている。

https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html

資源循環行政の加速化には、関係者の皆様の協力・連携が不可欠だと認識している。ぜひともご理解を賜りつつ、積極的に取組を進めていただけると幸いです。